

在留邦人向けメールマガジン
2012年10月26日 広報文化班

1. すでにご高承のとおり、尖閣諸島が日本国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に日本国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島を巡り解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

また、竹島を巡る問題についても、昨今頻繁に報道がなされていますが、竹島も歴史的にも国際法上も日本の固有の領土です。竹島については、韓国との間で領土問題が存在しているため、日本国政府としては、竹島の領土問題について、国際法に則り、冷静、公正かつ平和的に解決すべきと考えております。

2. 本年9月11日の尖閣諸島の取得・保有の発表以降、中国側が外国メディア等に対して独自の主張をより積極的に発信するようになっており、尖閣諸島を巡って領有権の問題が存在するかのようないった認識に基づく報道や、尖閣諸島や竹島を巡って、日本に対し批判的な論調も見られるようになってきました。

3. 日本国政府は、このような誤った認識に基づく報道に対し、迅速な申し入れ等を通じて、外国メディアに我が国の立場を正確に理解せしめるべく対応しております。

当地においては、9月23日付当地「Gazeta do Povo」紙は、国際面の1頁を割いて日本国と中国との尖閣諸島を巡る関係を諸外国による領土問題の例と共に取り上げているなど、誤った認識に基づく報道がなされていたことから、9月25日、当館館長より同紙編集長に対し、書簡（下記『参考』参照）を発出した他、9月28日、総領事公邸にて当地メディア各社を集めた機会を用いて、日本国政府の本件に関する立場について説明致しました。

また、当館より当地メディア（パラナ州及びサンタカタリーナ州）各社17社の社主に対し、9月13日には、館長による書簡とともに竹島に関する日本国政府の立場を説明する各種資料を、10月25日には、館長による書簡とともに尖閣諸島に関する日本国政府の立場を説明する各種資料を送付するなど、当館は当地メディアに本件についての正しい知識を得てもらうべく、申し入れ等の活動を行っております。

4. なお、日本国政府の尖閣諸島の領有権についての基本的見解及び日本国政府の竹島の領有権に関する立場につきましては、以下の外務省ホームページ（日本語版、当館トップページからもアクセス可）及び当館ホームページ（ポルトガル語版）に詳しく記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html> （日本語）

<http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/press/perspectiva-ilha-senkaku.pdf>
（ポルトガル語）

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/senkaku/senkaku.html> （英語）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html> (日本語)

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/takeshima/index.html> (ポルトガル語)

『参考』

上記3. に関し、9月25日に当館館長より Gazeta do Povo 紙編集長に対して発出した書簡の内容概要は、以下のとおりです。

尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。

このため、尖閣諸島を巡り解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しないことから、尖閣諸島の領有権を巡り、長期に亘り我が国と中国との間に領有権問題が継続しているとの記述は誤りであり、本件を諸他国の領有権問題と同列に論じる内容は全く不適切である。

また、右記事では、尖閣諸島につき、日本が長期間支配しているものの、最初に中国が支配していた旨記述されているが、1895年1月14日に我が国が尖閣諸島を我が国の領土に編入した際、1885年以降再三にわたり現地調査を行い、単にこれが無人島であるのみならず、中国（清朝）の支配の及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、無主地先占の法理に従い、同諸島の領有権を取得したものであるため、右記述は事実ではない。

さらに、右記事では国際司法裁判所を通じた問題の解決につき提案されているが、尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も疑いのない我が国固有の領土であり、現に我が国がこれを実効支配していること、そして右点につき、我が国として、一片の疑いも有していないことから、当然ながら、我が国として、現時点において、尖閣諸島を巡る状況について国際司法機関において争う必要はないことを申し述べておく。

詳細は別添の「尖閣諸島についての日本の立場」（注：ポルトガル語の説明資料）を参照願いたい。